

○ 文部科学省  
経済産業省 告示第 号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）を実施するため、特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年 月 日

文部科学大臣 盛山 正仁

経済産業大臣 齋藤 健

特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針の一部を改正する告示

特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針（平成二十六年 文部科学省 告示第四号）の一部を次のように改正する。  
経済産業省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げ

る規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p><u>外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針</u></p> <p>[削る]</p>	<p><u>特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の実施に関する指針</u></p> <p>一 <u>特定新事業開拓投資事業の実施方法に関する事項</u></p> <p>二 <u>その他特定新事業開拓投資事業に関する重要事項</u></p> <p>一 <u>経済産業大臣が産業競争力強化法（以下「法」という。）第十六条第三項の規定により認定を行うに当たっては、特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業が事業</u></p>

---

規模の拡大を図る新事業開拓事業者の新たな事業の成長発展を図るものであつて、当該計画の申請を行った投資事業有限責任組合が次のいずれにも該当することを認定の要件とする。

(1) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が、当該特定新事業開拓投資事業の実施に関し必要な能力及び実績を有する者であること。

(2) 当該投資事業有限責任組合が、当該特定新事業開拓投資事業及びこれに附帯する事業のみを行うものであること。

(3) 当該投資事業有限責任組合が、特定新事業開拓投資事業計画の実施期間の終了に伴い解

---

---

散することとしていること。

(4) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が法人である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合の組合契約書に、投資担当者（当該法人の役員又は使用人であつて、当該投資事業有限責任組合の投資事業を主として行う者をいう。）の氏名及び当該投資担当者の変更に係る適切な手続を記載していること。

(5) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の有する出資口数が、当該投資事業有限責任組合の出資口数の総数の1%以上であること。

---

---

(6) 当該投資事業有限責任組合の内部収益率の目標が十五%以上であること。

(7) 当該投資事業有限責任組合の組合員が当該投資事業有限責任組合に対し出資している金額及び当該投資事業有限責任組合に対し出資することを約している金額の総額が十億円以上であること。

(8) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員が次のいずれにも該当しないこと。

(i) 精神の機能の障害により無限責任組合員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

---

---

(ii) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

(iii) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。以下同じ。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(iv) 法の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(v) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この(v)にお

---

---

いて「暴力団員」という。）又は暴力団員で  
なくなつた日から五年を経過しない者（以下  
「暴力団員等」という。）

(v) 認定特定新事業開拓投資事業組合が法第  
十七条第二項又は第三項の規定により認定を  
取り消された時において当該認定特定新事業  
開拓投資事業組合の無限責任組合員であつた  
者であつて、その取消の日から五年を経過  
しないもの

(vi) 法人であつて、その役員のうち(i)から  
(v)までのいずれかに該当する者があるもの

(vii) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(9) 当該投資事業有限責任組合の有限責任組合

---

員が次のいずれにも該当しないこと。

(i) 暴力団員等

(ii) 法人であつて、その役員のうち(1)に該当する者があるもの

(iii) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(iv) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組

合員が個人である場合にあつては、当該個人

と法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七

号）第四条第一項に規定する特殊の関係のあ

る個人

(v) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組

合員が法人である場合にあつては、当該法人

の株主等（株主又は合名会社、合資会社若し

---

---

くは合同会社の社員その他法人の出資者をい  
い、その法人が自己の株式又は出資を有する  
場合のその法人を除く。以下この(v)において  
同じ。)のグループ(その法人の一の株主等  
及び当該株主等と法人税法(昭和四十年法律  
第三十四号)第二条第十号に規定する特殊の  
関係のある個人及び法人をいう。以下この(v)  
において同じ。)が、当該法人の発行済株式  
又は出資(その法人が有する自己の株式又は  
出資を除く。)の総数又は総額の二分の一を  
超える数又は金額の株式又は出資を有する場  
合の当該株主等のグループに属する者

(vi) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組

---

合員、(iv)に掲げる個人及び(v)に掲げる者が他の法人を支配している場合（法人税法施行令第四条第三項各号に掲げる場合をいう。この場合において、同項各号中「他の会社」とあるのは、「他の法人」と読み替えるものとする。）における当該他の法人

(vi) 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約によって成立する組合、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約によって成立する匿名組合、投資事業有限責任組合若しくは有限責任事業組合又は外国の法令に基づいて設立された団体であ

つてこれらの組合に類似するもの

ロ 特定新事業開拓投資事業を実施しようとする投資事業有限責任組合は、経済産業大臣の認定を受けて特定新事業開拓投資事業を行うに当たっては、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（その有する有価証券（法人税法施行令百十九条の二第二項に規定するその他有価証券に該当する株式又は出資に限る。）の帳簿価額が二十億円以上のものに限る。）から二億円以上の出資を受けるよう努めるものとする。

二 外部経営資源活用促進投資事業の実施方法に関

三 外部経営資源活用促進投資事業の実施方法に関

する事項その他外部経営資源活用促進投資事業に  
関する重要事項

イ 経済産業大臣が法第十六条第三項の規定によ  
り認定を行うに当たっては、外部経営資源活用  
促進投資事業計画が次のいずれにも該当するこ  
とを要件とする。

- (1) 当該計画に基づき外部経営資源活用促進投  
資事業を実施しようとする者（投資事業有限  
責任組合を含む。）が投資事業有限責任組合  
契約によって成立させようとする投資事業有  
限責任組合（当該者が投資事業有限責任組合  
である場合にあつては、当該投資事業有限責  
任組合。以下(2)及び(3)において同じ。）が次

する事項その他外部経営資源活用促進投資事業に  
関する重要事項

イ 経済産業大臣が法第十七条の二第三項の規定  
により認定を行うに当たっては、外部経営資源  
活用促進投資事業計画が次のいずれにも該当す  
ることを要件とする。

- (1) 当該計画に基づき外部経営資源活用促進投  
資事業を実施しようとする者（投資事業有限  
責任組合を含む。）が投資事業有限責任組合  
契約によって成立させようとする投資事業有  
限責任組合（当該者が投資事業有限責任組合  
である場合にあつては、当該投資事業有限責  
任組合。以下(2)及び(3)において同じ。）が次

のいずれにも該当するものであること。

(i)・(ii) [略]

(iii) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者が次のいずれにも該当しないこと。

(イ)～(ホ) [略]

(ニ) 認定外部経営資源活用促進投資事業者が法第十七条第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において、次のいずれかに該当する者であつた者であつて、その取消の日から五年を経過しない者

①～④ [略]

のいずれにも該当するものであること。

(i)・(ii) [略]

(iii) 当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び投資担当者が次のいずれにも該当しないこと。

(イ)～(ホ) [略]

(ニ) 認定外部経営資源活用促進投資事業者が法第十七条の三第二項又は第三項の規定により認定を取り消された時において、次のいずれかに該当する者であつた者であつて、その取消の日から五年を経過しない者

①～④ [略]

---

(ト)・(チ) [略]

(ⅳ) [略]

(2)・(3) [略]

(4) 当該計画に基づく外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合による外国法人の発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）若しくは指定有価証券（投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第三号に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分若しくはこれらに類似するもの又は外国法人のために発行される暗号資

---

(ト)・(チ) [略]

(ⅳ) [略]

(2)・(3) [略]

(4) 当該計画に基づく外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合契約によって成立させようとする投資事業有限責任組合による外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券（投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第三号に規定する指定有価証券をいう。）若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するもの（以下「株式等」という。）の取得及び保有が、純投資目的に該当するもの（事業者の競争力の

---

産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。）（以下「株式等」とい

う。）の取得及び保有が、純投資目的に該当するもの（事業者の競争力の強化を図るための投資ではなく、専ら次のいずれかを目的とするような投資をいう。）ではないこと。

(i)～(iv) 【略】

ロ 法第十七条の二第一項の経済産業大臣の確認にあつては、確認を受けようとする個別の投資が、当該認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることを満たすかを考慮するものとする。

強化を図るための投資ではなく、専ら次のいずれかを目的とするような投資をいう。）ではないこと。

(i)～(iv) 【略】

ロ 法第十七条の四第一項の経済産業大臣の確認にあつては、確認を受けようとする個別の投資が、当該認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従って行われることを満たすかを考慮するものとする。

<p>二 [略]</p> <p>三 備考</p> <p>この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>[削る]</p>	<p>三 [略]</p> <p>四 備考</p> <p>一 この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>ロ 一イ(6)に規定する内部収益率の計算方法は次のとおりとする。</p> $O = n \sum_{i=0}^{n-1} (C_i) / ((1+r)^{t_i})$ <p><u>ti=開始から i 番目の時点までの期間</u></p> <p><u>Ci=tiでのキャッシュフロー額</u></p> <p><u>r =内部収益率</u></p>
<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	

附 則

この告示は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を

改正する法律の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。ただし、第二号イ(4)の改正規定（「又は」を「若しくは」に改め、「類似するもの」の下に「又は外国法人のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する暗号資産をいう。）」を加える部分に限る。）は、法附則第一条第二号に基づいて政令で定める日から施行する。